

東京法務局一斉

「相続・遺言」相談会

豊島会場



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

正当な理由がないのに相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。



遺言書ほかんガルー

開催日

令和7年6月20日(金)

相談会

司法書士による「相続・遺言」に関する相談会

時間：午後1時～午後5時

(定員8組 各相談時間20分)

会場

東京法務局豊島出張所 4階会議室

住所：東京都豊島区池袋四丁目30番20号
豊島地方合同庁舎

予約受付
締切

令和7年6月18日(水) 午後5時まで(土日祝日を除く)
※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問い合わせ
お申込み先

- 東京法務局豊島出張所
(予約受付は、午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く))
- TEL 03-3971-1616

※自動音声が流れましたら、3番を選択してください。

主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

預けて安心!

自筆証書遺言 保管制度

全国312か所
東京都内5か所
でご利用いただけます。

遺言書の
保管の申請には
3,900円が
かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書はかんガルー



(詳しくは法務省のホームページへ)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

東京法務局

御存じですか？

相続登記が

令和6年
4月1日
から



不動産登記制度
イメージキャラクター
「トウキョウ」

されました

登記申請は
お早めに!

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、東京法務局ホームページ
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局